

## 議第33号

## 京都動物愛護センター条例の制定について

京都動物愛護センター条例を次のように制定する。

平成27年 2月20日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

## 京都動物愛護センター条例

(設置)

第1条 人と動物の共生する潤いのある豊かな社会の実現に資するため、動物の愛護及び適正な飼養に関する知識の普及及び啓発を図るための施設を次のように設置する。

名 称 京都動物愛護センター

位 置 京都市南区上烏羽仏現寺町11番地

2 京都動物愛護センター（以下「センター」という。）には、都市公園法第2条第2項に規定する公園施設として、上烏羽公園ドッグラン（以下「ドッグラン」という。）を置く。

(事業)

第2条 センターにおいては、次の事業を行う。

- (1) 動物の愛護及び適正な飼養に関する情報の提供
- (2) 動物と触れ合い、並びにその健康及び清潔を保持するための施設の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(開所時間及び休所日)

第3条 センターの開所時間及び休所日は、次のとおりとする。

開所時間 午前9時から午後5時までを標準として、別に定める。

休 所 日 木曜日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同

月31日までを標準として、別に定める。

(使用の許可)

第4条 トリミングルーム及びドッグラン並びに付属設備を使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。

(使用制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの使用を制限し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 他の使用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

(使用料)

第6条 使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表に掲げる使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(特別の設備)

第9条 使用者は、使用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

(地位の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができな

い。

(原状回復)

第11条 使用者は、センターの使用を終了し、又は使用の許可の取消しを受けたときは、速やかに原状に復して市長の検査を受けなければならない。

(京都市都市公園条例の適用)

第12条 ドッグランに対する京都市都市公園条例の適用については、同条例第13条中「この条例」とあるのは、「この条例及び京都動物愛護センター条例」とする。

(委任)

第13条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 使用許可の申請その他センターを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(関係条例の一部改正)

3 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改める。

別表第1 保健衛生関連施設の項中「子ども保健医療相談・事故防止センター」の右に「、京都動物愛護センター」を加える。

別表 (第6条関係)

区 分	単 位	使 用 料
ト リ ミ ン グ ル ー ム	1室につき1時間	1,000円
ドッグラン	専用使用に供する部分 1面につき1時間	3,000円。ただし、犬の数が5を超えるときは、超える数1ごとに300円を加えた額

	共同使用に供する部分	1頭につき1回	300
付	属	設	備
		別に定める。	

## 提案理由

京都動物愛護センターを設置する必要があるので提案する。